

ダイナースクラブカード／TRUST CLUBカード会員規約

■改定内容一覧

2025年4月1日改定

現行 の条番	現行 の項番	改定後 の条番	改定後 の項番	現行	改定後
-	-	8	8	新設	本会員が加盟店の提供する会員向けオンラインサイトにカード情報を登録し、当該サイトへのログイン時等に使用するIDと入力したパスワードが一致していた場合、正当な利用者によりサービスが利用されたものとみなし、利用代金は本会員の負担となります。
-	-	20	7	新設	当社所定の期間内に社会通念上限度を超えると認められる複数回に及ぶ会員からのカードの再発行の要請に対して、会員のカード(カード番号)の適切な管理がなされていないと当社が判断した場合は、カードを再発行しない場合があります。
		28	4	当社は、会員のカードが第三者によって不正に利用されるおそれがあると判断した場合、会員のカード利用を保留または拒否し、加盟店または加盟店契約会社からの照会によって当該カード利用を承認することがあり、この場合、会員は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとします。また、上記の措置により保留または拒否となったカード利用について、会員が再度利用しようとする場合は、会員自身があらためてカード利用のための操作を行うものとします。	当社は、会員のカードが第三者によって不正に利用されるおそれがあると判断した場合、 会員に事前の通知なく 会員のカード利用を保留または拒否し、加盟店または加盟店契約会社からの照会によって当該カード利用を承認することがあり、この場合、会員は、当社が所定の本人確認を行うことをあらかじめ承諾するものとします。また、上記の措置により保留または拒否となったカード利用について、会員が再度利用しようとする場合は、会員自身があらためてカード利用のための操作を行うものとします。

ダイナースクラブカード／TRUST CLUBカード会員規約

■TRUST CLUBカード別表【キャッシングサービスおよびカードローンのご案内】

2025年4月1日改定

現行 の条番	現行 の項番	改定後 の条番	改定後 の項番	現行	改定後
2	2	-	-	※定額コースおよびフレックス変額コースにおいて、支払元金が利用残高の1.00%を下回る場合には、利用残高の1.00%が支払元金となります。(例:毎月元金定額返済・支払元金毎月2万円の設定で利用残高が240万円の場合、支払元金は利用残高240万円の1.00%の2万4千円となります) <u>ただし、TRUST CLUB プラチナマスターカードについては、支払元金が利用残高の3.00%を下回る場合には、利用残高の3.00%が支払元金となります。(例:毎月元金定額返済・支払元金毎月2万円の設定で利用残高が240万円の場合、支払元金は利用残高240万円の3.00%の7万2千円となります)</u> ※フレックス変額コースの新たな利用および他のコースからフレックス変額コースへの変更はできません。	※定額コースおよびフレックス変額コースにおいて、支払元金が利用残高の1.00%を下回る場合には、利用残高の1.00%が支払元金となります。(例:毎月元金定額返済・支払元金毎月2万円の設定で利用残高が240万円の場合、支払元金は利用残高240万円の1.00%の2万4千円となります) ※フレックス変額コースの新たな利用および他のコースからフレックス変額コースへの変更はできません。